

事故発生の対応等に関する特記仕様書

(事故の定義)

- 1 本仕様書における事故とは下記のとおりである。
 - (1) 死亡、生命の危機、身体的被害(原則、医療機関で受診を要したもの)または苦痛、不安などの精神的被害が生じた場合
 - (2) 職員、および受託者に被害が出た場合
 - (3) 病院施設や利用者に被害が出た場合
 - (4) その他、報告が必要と認められる事故が起きた場合
- (業務中の事故等及び損害)
- 2 受託者(乙)は、業務において事故が発生した場合、適切な措置を講じるとともに速やかに委託者(甲)に報告しなければならない。
- 3 前項の場合において、受託者(乙)は、直ちに事故原因を調査し、早急に対応を講ずるとともに、対応策、再発防止策等について委託者(甲)と協議するものとする。
- 4 前二項に係る報告の方法等については、契約の締結時において双方で協議することとする。

(一般的損害)

- 5 委託業務を行うにつき生じた損害については、受託者(乙)がその費用を負担する。ただし、その損害のうち委託者(甲)の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者(甲)が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

- 6 委託業務を行うにつき第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受託者(乙)がその賠償額を負担する。
- 7 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額のうち、委託者(甲)の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者(甲)がその賠償額を負担する。
- 8 前2項の場合、その他委託業務を行うにつき第三者との間に紛争が生じた場合においては、委託者(甲)及び受託者(乙)が協力してその処理解決に当たるものとする。

(損害のために生じた経費の負担)

- 9 委託業務の処理に関し発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)のために生じた経費は、受託者(乙)が負担するものとする。ただし、その損害が委託者(甲)の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は、委託者(甲)が負担するものとする。
- 10 受託者(乙)は、前項に係る損害の賠償を担保する賠償責任保険に加入したことを証する書面の写しを、業務委託契約締結後、速やかに委託者(甲)に提出しなければならない。業務委託契約期間中に当該賠償責任保険契約を更新した場合も同様とする。
- 11 前項の規定にかかわらず、特に委託者(甲)が認めた場合は、前項に規定する書面の提出を省略することができる。